

随意契約締結状況

| 物品等又は役務の 名称及び数量 | 随意契約担当部課の 名称及び所在地 | 随意契約を 締結した日 | 随意契約の相手方の 氏名及び住所 | 随意契約に係る 契約金額 | 随意契約による こととした理由 | その他必要な事項 (備考) |
|-----------------------------|-----------------------------|----------------|-------------------------------------|-----------------|--|------------------|
| 「病理検査用正立顕微鏡」の購入について | 事務部 管財課 諏訪市湖岸通り5丁目11番50号 | 平成31年2月26日 | 株式会社上條器械店 松本市中央1丁目4番7号 | 1,598,400 | 予定価格が160万円を超えない財産の買入れの為(日本赤十字社会計規則第36条第4項、日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項) | |
| 「ICU生体情報管理システムバージョンアップ」について | 事務部 管財課 諏訪市湖岸通り5丁目11番50号 | 平成31年2月18日 | 株式会社エム・イー 長野県松本市笹賀7600-11 | 1,030,000 | 予定価格が160万円を超えない財産の買入れの為(日本赤十字社会計規則第36条第4項、日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項) | |
| 「ER生体情報管理システムバージョンアップ」について | 事務部 管財課 諏訪市湖岸通り5丁目11番50号 | 平成31年2月18日 | 株式会社エム・イー 長野県松本市笹賀7600-11 | 1,400,000 | 予定価格が160万円を超えない財産の買入れの為(日本赤十字社会計規則第36条第4項、日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項) | |
| 自動精算機の購入(健診センター)について | 事務部 管財課 諏訪市湖岸通り5丁目11番50号 | 平成31年2月28日 | 株式会社アルメックス 東京都品川区上大崎3-1-1 | 3,564,000 | 既存のシステムの増設の為、他社の参入が不可能な為(日本赤十字社会計規則第36条3項) | |
| 「手術用顕微鏡」の購入について | 事務部 管財課 諏訪市湖岸通り5丁目11番50号 | 平成31年3月20日 | ハトヤマメディカルサポート(株) 諏訪市中洲三ツ俣5709-31 | 1,188,000 | 予定価格が160万円を超えない財産の買入れの為(日本赤十字社会計規則第36条第4項、日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項) | |